

# 特定病原体等に係る事故・災害時 対応マニュアル

令和5年9月

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課

## 目 次

目次 .....	2
はじめに .....	4
<b>第 1 情報連絡体制の整備</b> .....	4
(1) 事業所内の緊急連絡体制の整備	
(2) 関係機関への緊急連絡体制の整備	
(3) 消毒剤等の常備	
<b>第 2 事故発生時の対応</b> .....	5
(1) 事故の定義	
(2) 事故の探知及び報告	
(3) 警察官等への届出	
<b>第 3 災害発生時の対応</b> .....	6
(1) 災害の定義	
(2) 災害の探知及び警察官等への届出	
(3) 応急措置の実施	
(4) 応急措置での留意事項	
(5) 厚生労働大臣への届出	
(6) 災害時の措置報告	
別紙 事故等の連絡先(事業者用例) .....	10
参考 .....	11
1 事故等の連絡体制(運搬時を除く)	
2 運搬時の連絡体制	
3 災害時応急措置届出書(別記様式第19)	

## はじめに

この対応マニュアルは、特定病原体等所持者（特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者並びにこれらの者から運搬を委託された者、三種病原体等所持者並びに四種病原体等所持者）、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者が所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故（盗取、所在不明のほか、盗取の予告や未遂行為等も含むが、実験室内での針刺し等による特定者への病原体等の暴露は含まない。）が生じた場合、及び地震、火災その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（豪雨、洪水、地震、津波等）のほか、火災、交通事故、外国による武力攻撃事態やいわゆるテロ行為によるものなど）が起こったことにより、当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合（以下「事故等」という。）の緊急連絡体制、応急措置その他必要な措置について規定するものである。

なお、本対応マニュアルに規定した内容について、特定一種病原体等所持者及び二種病原体等許可所持者は法第56条の18に基づき作成が義務づけられている「感染症発生予防規程」に、その他の事業者においても事業所の内規等にそれぞれ規定しておくものとする。

## 第1 情報連絡体制の整備

### （1）事業所内の緊急連絡体制の整備

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種滅菌譲渡義務者、三種病原体等輸入者及び四種病原体等輸入者（以下「特定病原体等所持者等」という。）は、万一の事故等に備え、通常時から、事故等発生時の緊急連絡体制、警察等への届出・通報の手順等に関して、事業所内の夜間休日を含む対応すべき要員の指定及びその役割分担についてあらかじめ規定しておくこと。また、円滑な対応が行えるよう病原体等業務従事者その他の者に対する教育訓練に努めておくこと。

### （2）関係機関への緊急連絡体制の整備

特定病原体等所持者等は、事故等発生時の警察等への届出・通報その他必要な措置を講じるため、適宜、関係機関と調整の上、別紙1に示す例のように、最寄りの警察署、若しくは海上保安署、消防署、都道府県等衛生担当部署及び保健所、病院等を緊急連絡先として指定し、それらの緊急連絡用の電話番号等

を保持しておくとともに、通常時から、これら関係機関との連携に努めておくこと。

### (3) 消毒剤等の常備

特定病原体等所持者等は、万一の事故等に備え、想定される応急措置に必要、かつ十分な数の防御具（使い捨てマスク、ゴーグル（保護眼鏡）、使い捨てビニール手袋）、消毒剤（有効塩素濃度 0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム剤又はこれと同等以上の効果を有する薬剤）のほか、運搬時（事業所内の運搬も含む。）に必要な容器が破損した場合にこれを十分覆うことができるシート、立入制限のためのロープ等を常備しておくものとする。

## 第2 事故発生時の対応

### (1) 事故の定義

法第 56 条の 28 に定める「事故」は、特定病原体等の盗取、所在不明等により緊急の対応が必要な場合をいい、盗取の予告又はその未遂行為等が認められたときも含む。なお、実験室内での針刺し等による特定者への病原体等の暴露等は範囲に含めない。

### (2) 事故の探知及び報告

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者が所持する特定病原体等について盗取、所在不明その他の事故を発見した者は、関係者以外の者が立ち入らないようにすることなどにより現場の保持を行うとともに、あらかじめ規定した手続に従い、遅滞なくあらかじめ指定された者に報告を行うものとする。

### (3) 警察官等への届出

あらかじめ指定された者は、事故発生 of 報告を受けたときは、遅滞なく、110番通報、警察署への電話連絡等により警察官又は海上保安官に届け出るほか、事故の状況に応じて、厚生労働省感染症対策課その他あらかじめ指定した連絡先に通報すること。また、必要に応じてロープ等を用い、関係者以外の者の立入制限等により現場の保持を行うこと。その際、届け出た警察官等から現場の保持等に関して指示等があった場合には、これに従い適切な措置を講じるものとする。

(参考)

○警察又は海上保安官による対応

事故の届出を受けた警察官又は海上保安官は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、関係機関（運搬時の事故にあつては運搬従事者等）と連携・協力し、立入禁止措置、交通規制等、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置を講じる。

また、警察機関又は海上保安部署は、事故の届出があつた場合には、遅滞なく、厚生労働省感染症対策課に通報するものとする。

○厚生労働省による対応

厚生労働省感染症対策課は、警察機関、海上保安部署又は特定病原体等所持者等から事故発生 of 通報を受けたときは、事故の状況把握に努め、管轄の地方厚生局に連絡するとともに、事故の状況に応じて担当官を現地に派遣し、特定病原体等所持者等からの報告徴収、特定病原体等取扱施設への立入検査その他の対応を行うものとする。また、厚生労働省感染症対策課は、事故の状況に応じて管轄の自治体の感染症担当部局に、必要な対応について協力を要請し、これらの対応を行うものとする。

### 第3 災害発生時の対応

(1) 災害の定義

法第56条の29に定める応急措置を講じなければならない「災害」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（豪雨、洪水、地震、津波等）のほか、火災、交通事故、外国による武力攻撃事態やいわゆるテロ行為によるものなどであつて、特定病原体等取扱施設又は運搬において特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合をいう。

(2) 災害の探知及び警察官等への届出

災害の発生により所持する特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれのある事態を発見した者は、直ちに、あらかじめ規定した手順に従い、遅滞なくあらかじめ指定された者に報告するとともに、110番通報、警察署への電話連絡等により警察官又は海上保安官に届け出ること。その際、届け出

た警察官等から何らかの指示等があった場合には、これに従い適切な措置を講じるものとする。

### (3) 応急措置の実施

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、災害の発生により所持する特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は当該特定病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合は、直ちに、状況に応じて、以下の応急の措置を講じるものとする。

- ① 特定病原体等取扱施設又は特定病原体等が容器に収納されているもの（以下「病原性輸送物」という。）に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合、これを発見した者は消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、あらかじめ規定した手順に従い、火災が発生したことを遅滞なくあらかじめ指定された者に報告する。

あらかじめ指定された者は、火災発生の報告を受けたときは、直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 24 条の規定により市町村長の指定した場所に通報する。その際、通報した消防署等から何らかの指示等があった場合には、これに従い適切な措置を講じるものとする。

- ② 特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、あらかじめ指定された者は特定病原体等取扱施設の内部にいる者に、運搬中の災害発生時においてもあらかじめ指定された者は病原性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告する。
- ③ 必要に応じて、病原体等取扱主任者等は特定病原体等を安全な場所に移すとともに、特定病原体等がある場所の周囲には、ロープを張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入らないための措置を講ずるよう努める。
- ④ 病原体等取扱主任者等はその他病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる。

また、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、災害時の応急の措置に関し、法第 56 条の 37 の規定に基づき特定保管場所の保管場所の変更、滅菌等の必要な措置を講ずるよう改善命令を受けたときは、その命令に従い、速やかに措置を講じるものとする。

### (4) 応急措置での留意事項

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、上記

(3)に掲げる応急措置を行う場合には、必要な防御具を装着すること、病原体等に曝露する時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の病原体等の曝露をできる限り少なくすることが肝要である。そのため、万一の災害発生時に備え、想定される応急措置に必要、かつ十分な数の防御具等を常備しておくこと。

#### (5) 厚生労働大臣への通報・届出

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、上記(3)の事態が生じた場合には、直ちに、厚生労働省感染症対策課に一報を入れること。また、応急措置が終了した時点で、遅滞なく、施行規則第31条の38第3項に定める災害時応急措置届出書(別記様式第19)に必要事項を記入して、厚生労働省感染症対策課に届け出ること。

#### (6) 災害時の措置報告

特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者は、災害時の応急措置を行った後の措置状況について、必要に応じて厚生労働省感染症対策課又は地方厚生局に報告すること。また、法第56条の37の規定に基づく措置命令を受けた場合には、一種又は二種の場合は厚生労働省感染症対策課まで、三種又は四種の場合は管轄の地方厚生局まで、定められた期日までに措置報告を行うこと。

#### (参考)

##### ○厚生労働省の対応

厚生労働省感染症対策課は、警察機関、特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者等から災害発生の通報を受けたときは、災害の状況把握に努め、管轄の地方厚生局に連絡するとともに、災害の状況に応じて、本省又は地方厚生局の担当官を現地に派遣し、特定病原体等所持者等からの報告徴収、事業所への立入検査その他の対応を行うものとする。

その際、災害の状況に応じて連携して対応する必要があると判断される場合には、管轄の自治体の感染症担当部局に協力要請を行うものとする。

また、厚生労働省感染症対策課は、災害時の応急の措置に関し緊急の必要があると認めるときは、法第56条の37の規定に基づき特定病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者に対し、特定保管場所の保管場所の変更、滅菌等の必要な措置を講ずるよう命令を行う。

#### ○専門家の派遣

厚生労働省感染症対策課は、災害時において感染症の発生予防及びまん延防止のため必要があると判断した場合には、災害の状況に応じて、技術支援のため、国立感染症研究所の専門家その他あらかじめリストアップされた専門家の中から適任者を必要な手続をとった上で現地に派遣するものとする。

#### ○派遣担当官及び専門家の対応

現地に派遣された担当官は、災害の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係機関との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施するものとする。

また、現地に派遣された専門家は、担当官の求めに応じて、必要な助言を行うものとする。

#### ○警察又は海上保安官の対応

災害発生の通報を受けた警察官又は海上保安官は、災害の状況把握に努め、災害の状況に応じて、関係機関と連携し、病原体等取扱主任者、運搬従事者等と協力して立入禁止措置、交通規制等、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持を図るために必要な措置を講じる。

また、警察機関又は海上保安部署は、災害状況に応じて、感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがあると判断した場合には、厚生労働省感染症対策課に通報するものとする。

#### ○消防機関の対応

災害により特定病原体等取扱施設又は病原性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合に通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び管轄の消防防災主管部局に報告するとともに、災害の状況把握に努め、災害の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施するものとする。

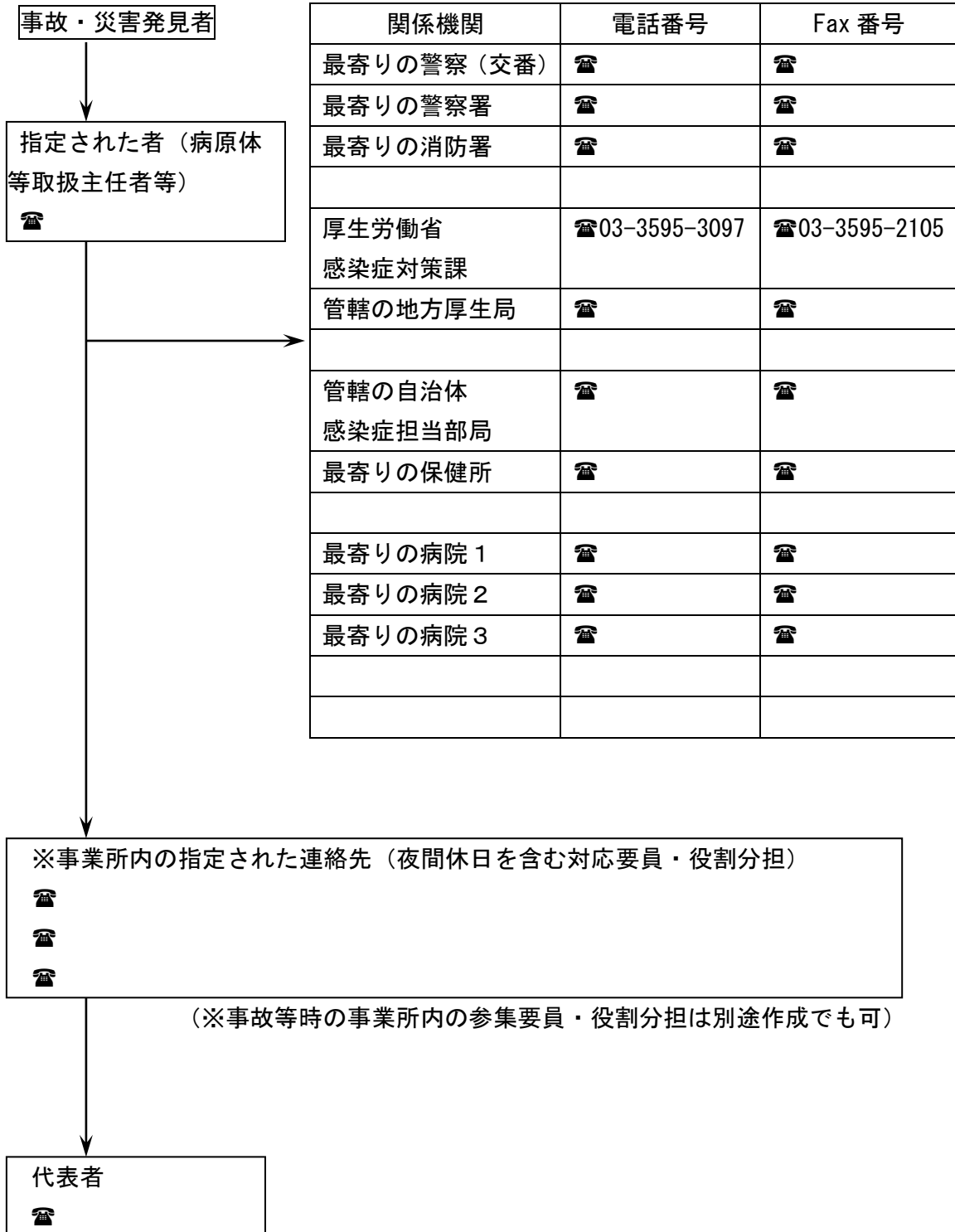
#### ○都道府県の対応

都道府県感染症担当部局は、特定病原体等取扱施設又は特定病原体を運搬している運搬車両が災害を被り、当該病原体等による感染症が発生し、若しくはまん延した場合又は感染症が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合であって、厚生労働省感染症対策課から都道府県感染症担当部局に対し協力要請があった場合には、地方衛生研究所や保健所の職員を派遣し、消毒、問診、受診勧奨等の必要な対応を行うものとする。



別紙

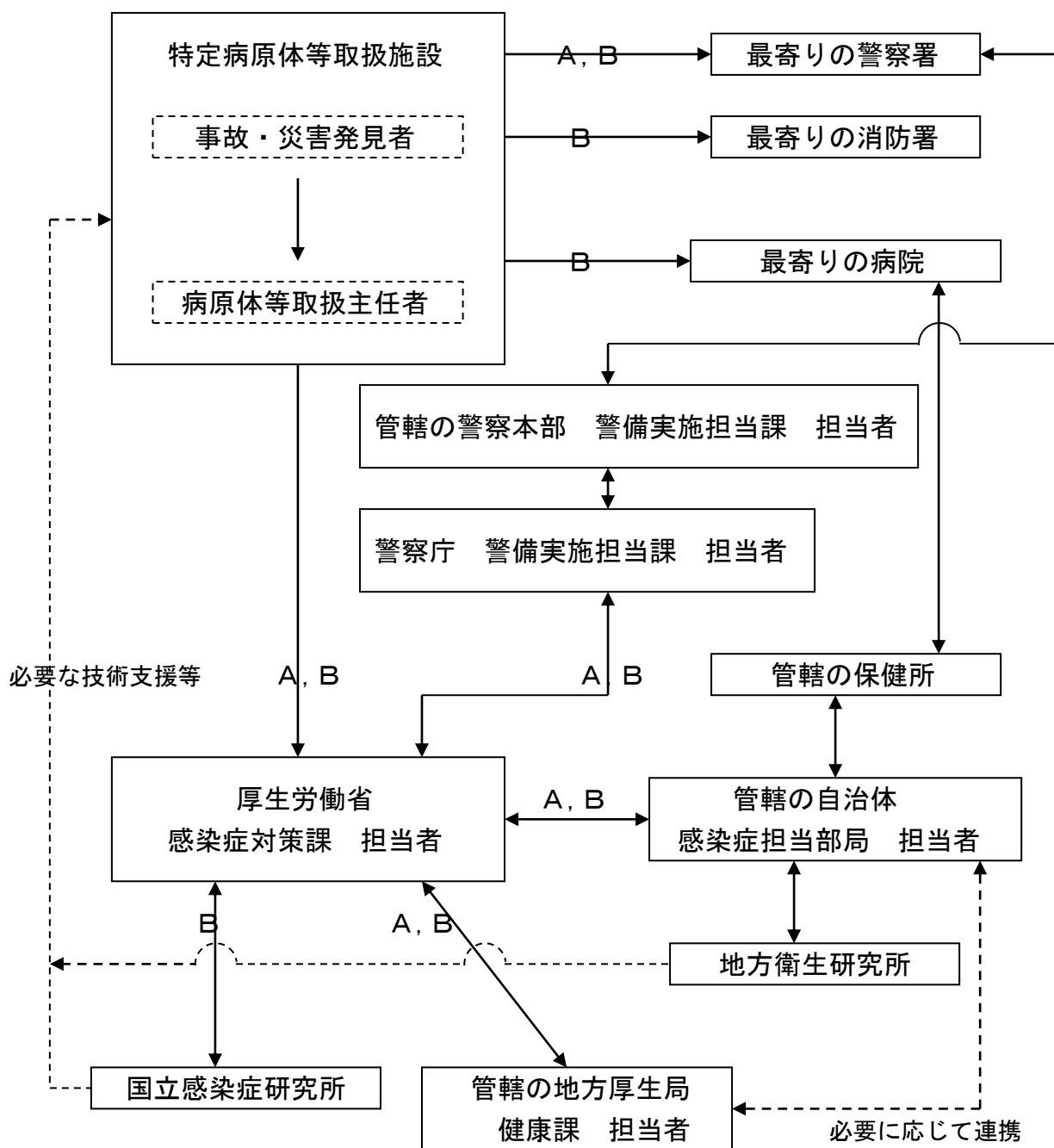
事故時の連絡先（事業者用例）



(参考1)

### 事故等の連絡体制（運搬時を除く）

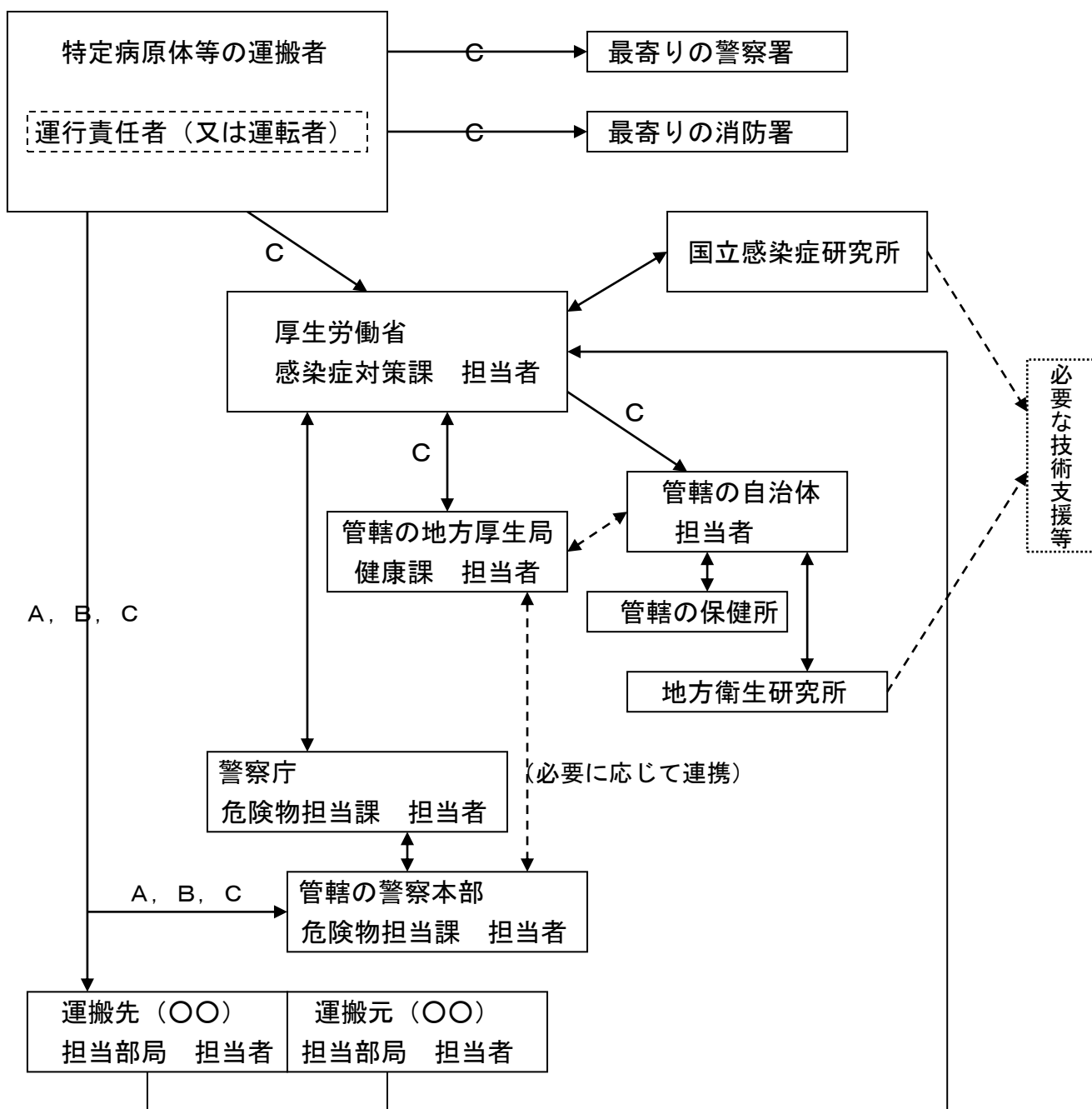
A：事故発生時の連絡の場合  
B：災害発生時の連絡の場合



(参考2)

### 運搬時の連絡体制

- A : 通常時の連絡 (出発、到着等の連絡)
- B : 交通渋滞等で運行時刻が予定より遅れる場合の連絡
- C : 交通事故等の非常事態発生時の連絡



(参考3)

別記様式第十九

災害時応急措置届出書

厚生労働大臣 殿

届出年月日 年 月 日

届出者  
氏 名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の29第3項の規定に基づき届出します。

災害発生日時		
災害発生場所	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	具体的な発生場所	
推定される災害発生原因		
所持する特定病原体等の種類		
応急措置の内容		
特定病原体等による感染症の発生、まん延の状況又はそれらのおそれの状況		
事務上の連絡先	名称	
	所在地	
	担当者の氏名及び所属部署名	
	電話番号及びFAX番号	
	メールアドレス	

(この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。)